

令和8年度（2026年度）版

犬山市

保育施設の利用案内

◇◆◇ もくじ ◇◆◇

はじめに	2
子ども未来園・保育園 一覧.....	3
子ども未来園・保育園に入園できる条件について	4
入園申込に必要な書類	6
入園申込みの流れ.....	8
支給認定について	10
0歳児～2歳児の保育料について.....	12
3歳児～5歳児の給食費について.....	14
支払について.....	14
1号認定の預かり保育、2号・3号認定の延長保育について	16
多様な保育サービスと利用料.....	17
子ども未来園・保育園 連絡先.....	20
子ども未来園・保育園 マップ	21

<問い合わせ>

犬山市役所 1階 子ども未来課 保育園・幼稚園担当

TEL : 0568-44-0324

FAX : 0568-44-0365

はじめに

こどものよりよい育ちを実現するために

こどもたちが家庭はもとより園、地域社会、すべての人から大事にされ愛されていることを実感しながら成長できるよう、保育を行います。

人の一生において、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを認識し、すべてのこどもたちの未来が幸せであるよう願いを込めて保育を行います。

犬山市では上記のような願いを込め、公立保育園の名称を「子ども未来園」と呼んでいます。

教育・保育・子育て支援の充実について

3歳以上児については、公立幼稚園、保育園で共通の「カリキュラム」に基づく保育を実施します。人や物、自然等とかかわる遊びを十分に行う中で、身体的な発達を促し、道徳的、社会的、知的（思考的）な知識を構成しながら「自律・生きる力の基礎」を育てていきます。園では幼児が主体的に遊べるよう環境を整備し、遊びをとおして、学びや考える力を育み、小・中学校と連携しながら小学校以降の「基盤」となるよう指導します。

また、親子のふれあいタイム、異年齢交流保育や地域の皆さんとの交流など心豊かに育つ保育を行います。

子ども未来園・保育園 一覧

保育希望時間に合わせて開園時間を確認してください。土曜日に保育を希望する場合でも、土曜保育の実施がない園を希望することは可能です。土曜日のみ、お近くの土曜保育を実施する園に通っていただくことになります。

地区	園名	開園時間		児童年齢			定員(人)				障害児保育	一時保育	
		月～金曜日	土曜日	0歳	1歳以上	3歳以上	0歳	1歳以上	3歳以上	計			
公立	犬山	橋五	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○	○	15	66	125	206	○	○
		上木	7:00～19:00	—		○	○		33	126	159	○	
		丸山	7:00～19:30	7:00～19:00		○	○		33	126	159	○	
	城東	城東	7:00～19:00	—		○	○		30	126	156	○	
		今井	7:30～18:30	—		○	○		5	18	23		
		城東第2	7:00～19:00	7:00～18:00		○	○		39	126	165	○	
	羽黒	羽黒南 (認定こども園)	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○	○	9	33	63	105	○	○
										9	9		
		楽田	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○	○	15	33	72	120	○	
	楽田	楽田西	7:00～19:00	7:00～18:00	○	○	○	9	33	72	114	○	
		楽田東 (認定こども園)	7:30～18:30	—		○	○		33	63	96	○	
										9	9		
私立	犬山	白帝保育園	7:00～19:30	7:00～19:30	○	○	○	12	33	75	120		○
	城東	犬山さくら 保育園	7:00～19:30	7:00～19:30	○	○		20	40		60		○
	羽黒	にじいろ保育園 羽黒	7:00～19:00	7:00～19:00	○	○	○	18	60	102	180	○	

※0歳児は生後57日より保育します。

※認定こども園(幼稚園部分)と特別利用保育の利用時間は9:00～14:00までです。

子ども未来園・保育園に入園できる条件について

子ども未来園・保育園に入園できることは、下記にあてはまる場合です。

1号認定	2号認定	3号認定
3歳以上 保育の必要性なし	3歳以上 保育の必要性あり	3歳未満 保育の必要性あり

保育の必要性について

保護者が次の条件のいずれかにあてはまる場合、保育の必要性が認められます。

就労	居宅内外で月60時間以上就労(夜勤を含む)をしている場合
妊娠・出産	母親の出産前後である場合 (出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目が属する月の月末まで)
疾病・障害等	保護者が病気・負傷・心身の障害等の場合
同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
求職活動	求職活動中である場合(3か月)
就学	就学や技能修得等の場合
DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業取得時 (2歳以上児のみで、2歳児については、前年度から利用がある継続利用の場合のみ可)

1号認定（保育の必要性なし）の入園について

1号認定（保育の必要性なし）は、保護者に「保育の必要性」がない場合も、条件が合えば入園することができます。「2号・3号認定」と、利用時間や休園日等について異なる部分があります。

特別利用保育

障害児保育を実施している園の定員に空きがある場合に限り、障害のある児童（3歳以上児のみ）が、入園することができます。定員や加配保育士の調整等が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

今井特別利用保育

今井地区に住所のある児童（3歳以上児のみ）は、今井子ども未来園に入園することができます。

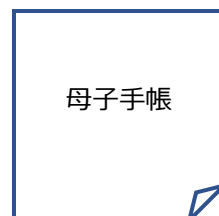
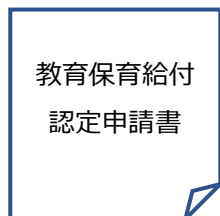
認定こども園（教育）

認定こども園（教育）には、3歳以上児であれば入園することができます。希望者が定員を超えた場合は抽選を行います。

入園申込に必要な書類

必要書類は市役所子ども未来課で配布しています。事前に窓口でお受け取りください。なお、市役所 HP にも掲載しておりますので、印刷してご利用いただくことも可能です。

すべての方が必要な書類



保育が必要なことを証明する書類

保護者の状況	必要書類
就労	就労証明書 ※下記にあてはまる場合は、指定の追加資料もあわせて提出してください。 【自営業】 確定申告の写し、公的機関への届出等、営業の実態が判断できる資料 【内職】 作業依頼証明書 【農業従事者】 ※1人当たり10アール以上の農地を耕作し、生計に寄与している場合のみ可 出荷等の伝票
妊娠・出産	母子手帳(「表紙」及び「出産予定日」が記載されているページ)の写し
育児休業	就労証明書(育休期間の記載があるもの)
疾病・障害等	医師の診断書(原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの)
求職活動	求職活動申告書
就学	合格通知・在学証明書・カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
同居親族等の 介護・看護	同居親族等の介護・看護の場合、3か月以内に取得した医師の診断書等
災害復旧	罹災証明書

犬山市に転入する方が必要な書類

入園申込み時点で犬山市に住民票がない方でも、犬山市に転入の予定があれば申し込むことができます。その場合、転入時期と犬山市での住所（番地まで）が決まっている必要があります。

また、令和7年1月1日時点で、犬山市に住所がなかった方は父・母のマイナンバーカードをご提示ください。

犬山市への転入時期	申込時に必要な書類
申込日より前 (令和7年1月1日時点で犬山市に住所がない)	父・母のマイナンバーカード
申込日よりあと	住民票異動に関する申述書 父・母のマイナンバーカード

入園申込みの流れ

新年度（4月1日）入園

新年度4月初日入園の場合は、毎年「広報犬山 8月号」に書類配布および申込に関するスケジュールを掲載しています。スケジュールに従い、書類を準備し、期日までに提出してください。

途中入園

令和8年度途中に随時入園を希望する場合は、**右ページ【途中入園受付日程表】**中の受付期間に申込みができます。

0～2歳児の場合は、申込時に市役所で面接を行うため、お子さんと一緒に来てください。

3～5歳児は保育園での集団面接が必要となります。書類受付後に日程調整を行い、各園で面接をします。検討会までに面接を終えている必要があるため、日程に余裕をもって申込みしてください。

ならし保育について

ならし保育は、入園要件が「就労」、「就学」の場合に利用できます。期間は、土日祝日を除く最大5日間です。利用時間は最大で9：00～16：00ですが、送迎時間は児童の状況と併せて入園する園と相談してください。

4月1日より前は利用できません。ならし保育期間中も保育料、給食費が発生します。

途中入園受付日程表

入園希望月	入園要件	受付	検討会	最短入園可能日
4月	就労	2月2日(月)～2月10日(火)		4月1日
	就労以外			
5月	就労	3月2日(月)～3月13日(金)	3月16日(月)	5月1日
	就労以外			
6月	就労	4月1日(水)～4月15日(水)	4月16日(木)	5月1日
	就労以外			
7月	就労	5月1日(金)～5月15日(金)	5月18日(月)	6月1日
	就労以外			
8月	就労	6月1日(月)～6月15日(月)	6月16日(火)	7月1日
	就労以外			
9月	就労	7月1日(水)～7月15日(水)	7月16日(木)	8月1日
	就労以外			
10月	就労	8月3日(月)～8月14日(金)	8月17日(月)	9月1日
	就労以外			
11月	就労	9月1日(火)～9月15日(火)	9月16日(水)	10月1日
	就労以外			
12月	就労	10月1日(木)～10月15日(木)	10月16日(金)	11月1日
	就労以外			
令和9年(2027)	就労	11月2日(月)～11月13日(金)	11月16日(月)	12月1日
1月	就労以外			
2月	就労	12月1日(火)～12月15日(火)	12月16日(水)	1月1日
	就労以外			
3月	就労	1月4日(月)～1月15日(金)	1月18日(月)	2月1日
	就労以外			
	就労	2月1日(月)～2月15日(月)	2月16日(火)	3月1日
	就労以外			

※求職活動での入園の場合は、原則、最短入園日での入園となります。

支給認定について

支給認定とは、教育・保育を利用する子どもについて、保育の必要性や必要量を認定するものです。

認定区分について

支給認定は以下の3つの区分に分けられ、保育園を利用する場合は2号・3号認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる児童	幼稚園	認定こども園 (幼稚園部分)	認定こども園 (保育園部分)	保育所
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	○	○		
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合			○	○
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し保育を希望する場合			○	○

支給認定の有効期間について

支給認定の有効期間は要件によって異なりますが、1号認定と2号認定の有効期間は最大で「小学校就学前の年度末」、3号認定の有効期間は最大で「満3歳の誕生日の前々日」です。

3号認定から2号認定になる際は、保護者が改めて「教育・保育給付認定申請書」を提出する必要はなく、市が認定の変更を行い、「支給認定証」又は「支給認定通知書」を交付します。

保育の必要量について

保育の必要量は保護者の要件などによって、2つの区分に分けられます。保育の必要量の変更については、変更希望月の前月25日までに教育・保育給付認定申請が必要です。

それぞれ、時間外のご利用は延長保育となります。(P16 参照)

保育の必要量区分	利用できる時間	要件
短時間	8:00～16:00	育児休業、求職活動 就労、就学（60時間以上/月） 介護・看護、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧、虐待・DV（※）
標準時間	開園～11時間	就労、就学（120時間以上/月） 介護・看護、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧、虐待・DV（※）

※各家庭の保育を必要とする要件や、世帯状況等により決定します。

支給認定の内容に変更があった場合について

次のような変更があった場合は、あらためて「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。

- ◆ 住所・氏名・世帯等の変更
- ◆ 保育の事由の変更（就労→妊娠・出産、妊娠・出産→育児休業 等）
 - ※ 事由に応じた、添付書類の提出も必要です（P6 参照）
- ◆ 保育の必要量の変更（短時間→標準時間 等）

※保育の必要量の変更を希望する場合は、変更月の前月 25 日までに提出してください。

0歳児～2歳児の保育料について

保育料について

保育料は、要保護等世帯及びその他世帯で区分して、保護者（父母）の市町村民税額の合計額により決定します。

- ◆ 年度途中で3歳の誕生日を迎えても、保育料の無償化は対象外です。
- ◆ 保護者（父母等）の所得を算定した結果、市町村民税非課税世帯に区分された世帯で、同居の祖父母がいる場合は、祖父母の市町村民税額も算定に加えることがあります。
- ◆ 第3子以降のお子さんの保育料は無料です。

要保護世帯は、以下のいずれかに該当する世帯です。

- ① ひとり親家庭である
- ② 同世帯内の者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている
- ③ 同世帯内の者が、特別児童扶養手当及び国民年金の障害基礎年金のいずれかを受給している

4月～8月分の保育料は【令和7年度市町村民税額】、9月～3月分の保育料は【令和8年度市町村民税額】により決定します。海外で勤務をしていた方は、在住中の所得額・控除額がわかる書類（給与支払い明細書等）の提出を求め場合があります。

市民税が未申告の方は、保育料を暫定的に最高階層（第8階層）とします。収入がない場合も、原則申告が必要となるためご注意ください。

保育必要量や世帯構成の変更、税の修正申告を行ったことにより保育料が変更となる場合は、市役所子ども未来課へ申請を提出した日の翌月から適用されます。

階層区分		月額保育料（円）			
		保育短時間		保育標準時間	
		要保護等世帯	一般世帯	要保護等世帯	一般世帯
第1階層	生活保護世帯	0		0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		0	
第3-1階層	市町村民税所得割額 非課税世帯	3,500	8,000	5,000	11,000
第3-2階層	市町村民税所得割額 48,600円未満世帯		10,400		13,400
第4-1階層	市町村民税所得割額 77,101円未満世帯		18,000		21,000
第4-2階層	市町村民税所得割額 97,000円未満世帯	19,500		22,500	
第5階層	市町村民税所得割額 169,000円未満世帯	27,600		30,600	
第6階層	市町村民税所得割額 301,000円未満世帯	39,600		42,600	
第7階層	市町村民税所得割額 397,000円未満世帯	48,800		51,800	
第8階層	市町村民税所得割額 397,000円以上世帯				

多子軽減について

入園児童にきょうだいがいる世帯は、条件によって保育料が軽減されます。

第2子軽減（「きょうだい」は18歳未満の方を指します）

4-2 階層以下	無料
5~6 階層	半額
7~8 階層	同時入園の場合、半額

第3子軽減（「きょうだい」の年齢は問いません）

すべての階層で無料です。

減免について

下記にあてはまる方は、申請により保育料を減免する制度がありますので、市役所子ども未来課へご相談ください

事由	減免額	添付書類
前年（1月から8月にあつては前々年）中における所得がその前年に比べ2分の1以下に減少すると認められる者	申請した月から当該事由が消滅した月までに係る保育料のうち、 第3-1階層は全額 第3-2階層は1/2の額	課税証明書等収入の状況が確認できる書類
雇用保険法に定める失業保険の受給資格を有する者		雇用保険受給資格者証
長期療養者（現に継続して6か月以上療養の者又は継続して6か月以上療養を要すると思われる者）		診断書
自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害額（保険金及び補償金により補てんされる額を除く。）がその住宅又は家財の価格の5割以上の者	申請した月から向こう1年間に係る保育料のうち、「第3-1階層は全額」「第3-2階層以上は1/2の額」	罹災証明書

3歳児～5歳児の給食費について

1号認定	4,600円/月
2号認定	6,000円/月

給食費は上記の金額を、実費として徴収します。

減免について

年収360万円未満相当世帯、第3子以降のお子さんについては、給食費が免除となります。

欠食について

やむを得ない事情により（入院、アレルギー、他施設利用など）1か月のうち、「4日（平日）～1か月（月の初日から末日まで）」給食を食べない場合について、欠食日数分の給食費を減額できる制度があります。

前月25日までに「欠食申出書」を提出する必要があります。詳しくは園または子ども未来課までお問い合わせください。

3歳未満児のお子さんについては、欠食の対応はできません。

支払について

保育料・給食費・延長保育料（定期利用分）の支払いについて

基本的に、金融機関の口座振替によってお支払いいただきます。毎月末日（12月は25日、末日が土・日・祝の場合は、翌営業日）に当月分が引き落とされます。「預金口座振替依頼書」を金融機関へ提出してください。

口座振替の手続きが間に合わなかった場合や、振替できなかった場合は、各園にて現金でお支払いください。

振替金融機関

三菱UFJ銀行・名古屋銀行・大垣共立銀行・十六銀行・あいち銀行・岐阜信用金庫・東濃信用金庫・いちい信用金庫・東春信用金庫・東海労働金庫・愛知北農業協同組合・ゆうちょ銀行

保育料を滞納した場合

保護者の皆さまに負担していただく保育料等は、園での日々の教育・保育を提供していく上で貴重な財源です。

保育料等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方との公平性に欠けるだけでなく、園の安定した運営を妨げる要因にもなります。すべての児童が安心して教育・保育を受けられるよう、期限内に支払いをお願いします。

- ◆ 支払が困難な場合は、支払回数に分ける等の相談もお受けできます。市役所子ども未来課までご連絡ください。
- ◆ 滞納した場合は、自宅・勤務先等への電話・訪問による催告を行います。退園、卒園後も催告を行います。

保護者会費について（公立） ※私立保育園は各園にお問い合わせください

保護者会費は、園児 1 人につき月 250 円を納付していただきます。会員相互の理解と協力により、児童福祉の向上とともに、園の行事に参加し児童の健全育成を図ることを目的として結成されており、特定の政治、宗教、営利を目的とする活動はしません。

災害共済給付制度について（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

共済掛金は園児 1 人につき年額 300 円です。（任意加入）保育時間内に児童の災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生したときに、災害給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・保育園の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。

1号認定の預かり保育、2号・3号認定の延長保育について

1号認定の預かり保育について

認定こども園（幼稚園部分）、特別利用保育を利用することも対象で、9：00～14：00を超えて保育が必要な場合に利用できます。土日祝日及び長期休業期間（夏季休業：7/21～8/31、冬季休業：12/24～1/6、学年末休業：3/25～3/31）は預かり保育を行っていません。

年齢（4/1時点）	利用料	おやつ代
3歳児	90円/30分	50円/回
4歳児以上	70円/30分	50円/回

2号・3号認定の延長保育

保育時間は保護者の要件などによって、2つの区分に分けられます。

- ◆ 短時間 …………… 8：00～16：00
- ◆ 標準時間 …………… 開園から11時間（例 7：00開園の場合、7：00～18：00）

認定された保育時間を超える利用は、延長保育となります。日割りはできません。生活保護世帯または市町村民税非課税世帯は減免となります。

定期的利用	500円/30分（月額）	事前に申請が必要
一時的利用	50円/30分	申請不要

定期的利用を子ども未来園で希望する場合は、「延長保育許可申請書」を各子ども未来園または市役所子ども未来課へ提出してください。

私立保育園は各園で手続きを行ってください。

定期的利用で申請した時間を超えた時は、一時的利用料（50円/30分）が発生します。おやつ代は延長保育利用料に含まれます。

多様な保育サービスと利用料

一時保育

保護者のパート勤務（週3回程度）や家族の病気、冠婚葬祭等のため、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、最大月14日まで下記の園で保育します。

橋五子ども未来園

対象は満1歳からです。利用料は満年齢で徴収します。

実施日	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上	給食代	おやつ代
月～金	-	170円/30分	90円/30分	70円/30分	280円/回	50円/回

羽黒南子ども未来園

対象は0歳（6か月）からです。利用料は満年齢で徴収します。

実施日	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上	給食代	おやつ代
月～土	320円/30分	170円/30分	90円/30分	70円/30分	280円/回	50円/回

白帝保育園

対象は0歳からです。利用料は4/1時点の年齢で徴収します。利用時間は8:30～16:00です。

実施日	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上	給食代	おやつ代
月～土	320円/30分	170円/30分	90円/30分	70円/30分	330円/回	50円/回

犬山さくら保育園

対象は0歳からです。利用料は4/1時点の年齢で徴収します。0歳児のミルクはご持参ください。

別途、登録料が必要になります。金額については園にご確認ください。

実施日	コース	生後57日～	生後約10ヶ月～	1・2歳児
月～金	7時間コース 9:00～16:00	4,200円	4,500円	2,500円
	5時間コース 9:00～14:00	3,000円	3,300円	2,000円
	3時間コース 9:00～12:00	1,800円	2,100円	1,400円

※上記の時間を延長する場合、15分につき100円いただきます。

病後児保育（楽田西子ども未来園）

楽田西子ども未来園にて、市内在住の満1歳から小学3年生までの児童を対象に病後児保育を行います。

定員は1日2名です。利用料は満年齢で決定します。生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の利用料は無料です。

年齢	利用料	給食費	おやつ代
1・2歳児	170円/30分	280円/回	50円/回
3歳児	90円/30分	280円/回	50円/回
4歳児以上	70円/30分	280円/回	50円/回

病児保育（総合犬山中央病院病児保育施設「みどりの園」）

市内在住の満1歳から小学3年生までの児童を対象に病児保育を行います。詳しくは、QRコードから【病児保育施設「みどりの園」のご案内】をご覧ください。

利用可能日時は、月～金（土日祝、年末年始を除く）8：00～18：00です。

年齢	利用料	おやつ代	備考
1・2歳児	170円/30分	100円/日	● 給食の提供なし ● おむつ代 100円/枚
3歳児	90円/30分	100円/日	
4歳児以上	70円/30分	100円/日	



休日保育（白帝保育園）

市内子ども未来園・保育園の在園児で、保護者が休日（日・祝日）に就労しているなど、家庭での保育が困難な場合に白帝保育園で児童を保育します。

対象

- ◆ 満1歳以上で、歩行完了している。
- ◆ 普通食対応（アレルギー対応はできないため、お弁当を持参ください）

申込み方法

- ◆ 利用希望月の前月20日までに、所属園にて登録、申込みをしてください。
- ◆ 登録時に面接があります。
- ◆ 申込み人数が定員に達した場合は、お受けできない場合もあります。
- ◆ 緊急の場合は、空き状況によっては対応可能な場合があります。

詳しくは白帝保育園（0568-62-6488）に直接お問い合わせください。

利用料

保育認定を受けている事由（就労）以外で、休日保育を利用する場合は下記の利用料等を徴収します。

年齢 ※4/1時点	利用料	給食費	おやつ代
満1歳～2歳児	2,000円/日	330円/回	50円/回
3～5歳児	1,000円/日	330円/回	50円/回

子ども未来園・保育園 連絡先

園名	住所	電話番号 (市外局番:0568)
橋五子ども未来園	橋爪東一丁目 77 番地	62-9610
上木子ども未来園	上野新町 289 番地	61-3424
丸山子ども未来園	大字犬山字辰ヶ池 45 番地 2	62-3550
城東子ども未来園	大字塔野地字中甫 36 番地	61-0620
今井子ども未来園	大字今井字聳田 41 番地 3	61-4588
城東第 2 子ども未来園	大字前原字南中根 1 番地	62-3553
羽黒南子ども未来園	大字羽黒字寺海道 30 番地	67-4445
楽田子ども未来園	字若宮 48 番地 4	67-1039
楽田西子ども未来園	字ニタ田 16 番地	67-2761
楽田東子ども未来園	字番前 5 番地 3	67-4446
白帝保育園	大字犬山字西古券 265 番地	62-6488
犬山さくら保育園	大字犬山字勸行洞 22 番地5	61-0814
にじいろ保育園 羽黒	羽黒摺墨11番1	48-1265

子ども未来園・保育園 マップ

